

平成 30 年 10 月 30 日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会  
代表理事 会長 宮島喜文 様

定款・諸規程改定委員会

委員長	上原 昭浩
副委員長	竹浦 久司
委員	横地 常広
	長沢 光章
	梶山 広美
	滝野 寿
	深澤 恵治
	丸田 秀夫
	佐藤 元恭
	神山 清志
担当理事	竹浦 久司
事務局	篠崎 隆男

日臨技組織強化のための理事構成等の見直しについて(答申)

定款・諸規程改定委員会は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会代表理事会長の諮問に基づき、日臨技組織強化のための理事構成等の見直しを検討することとした。

臨床検査技師並びに臨床検査関係団体を取り巻く環境は、医療技術の高度化並びに少子高齢化社会の到来や、団塊世代が75歳を迎えることにより医療や介護の需要が増大する2025年問題、それに伴う国の医療提供体制の見直し等が挙げられる。このような環境に的確に対処する対策の一つに都道府県ごとに策定された地域医療構想がある。日臨技と都道府県技師会は今まで以上に連携を密にし、国並びに都道府県毎の諸問題を早期に把握、先取りした対策を講じることが全国の会員にとっても重要な課題である。

全国の会員の声の日臨技の組織運営に反映されるよう、組織強化体制を整備する必要があることから、各47都道府県から1名以上の理事が選出されることを含む、理事の選出方法・構成の見直し、また、これに関連する支部組織・構成員の見直し等、喫緊の課題と考える下記事項について答申する。

1. 理事構成の変更

定款第24条(種類及び定数)で、理事3名以上30名以内とされており、理事が選出されていない都道府県が存在している。従って、全国的諸問題の早期把握並びに全会員の声を組織運営に反映させる体制とすることが必要であり、現行体制を理事3名以上56名以内に変更する。

(内訳)

- ・理事の選出方法は、各支部管轄の全47都道府県からの役員(会長相当職が望ましい)各1名の推薦とする。
- ・現行同様、会長候補者選挙当選者1名及び会長候補者選挙当選者の推薦者8名以内とする。

このことで、意思決定を行う理事会が理事の人数が増えるため形骸化してしまう可能性もあるので、法的に可能とはいえ、ガバナンスの問題もあることから、形骸化した理事会にならないよう、理事会運営の方策を検討すること。

また、Web 会議の拡大や理事会の開催回数の調整、支部関連会議体(全国幹事連絡会議等)の調整など、理事数の増加によるコスト(旅費交通費)増加の抑制を検討する。

## 2. 支部組織・構成員の見直し

理事選出・構成の変更の答申により、支部運営規程第 5 条(支部幹事の定数及び選任)の支部幹事の選任を見直し、支部幹事は理事が担うこととする。

これに伴い、組織運営規程第 10 章諸会議についても見直しを行う必要がある。

また、本見直しにより、各支部の理事数に差が出てくことや、会員数の地域格差に伴う理事構成について検討する。

## 3. 日臨技入会のみ会員(都道府県技師会には入会してなく、日臨技のみに入会している会員)の見直し

日臨技と都道府県技師会は法律上別組織であるが、臨床検査技師のための事業・施策に日臨技と都道府県技師会が一体的に実施することで、その効果を発揮するものとする。すなわち、両技師会は表裏一体と考える。このことから、日臨技会員については、都道府県技師会に所属していることを条件に会員とすることが望ましい。

このことで、現在の「日臨技入会のみ会員」については、都道府県技師会への入会を勧奨する。また、何らかの緩和措置を設けられるか検討する。

## 4. 執行理事会議の業務範囲明確化の提言

執行理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項 2 号の規定に基づき選定されており、執行理事の組織体については、組織運営規程第 7 章において、理事会と明確に区分するため執行理事会議とされている。

同章規定には、執行理事は定款に定められた事業を会長の指示に基づいて分担執行するとされているが、執行理事会議の業務範囲等が明記されておらず、理事会との間における権限の明確化が必要である。

このことについては、理事会の権限を侵害しないよう、法律の専門家の助言を求め等、慎重に検討すること。

## 5. その他の提言

今般の日臨技組織強化のための理事構成等の見直しについて、会長より諮問を受け、定款・諸規程を確認するにあたり、定款及び諸規程において修正すべき箇所が見受けられ、また、定款・諸規程間において齟齬が生じている箇所もあることから、定款及び諸規程の見直しを提言する。

### 関連会議の開催

平成 30 年 8 月 11 日	定款・諸規程改定委員会の事前打合せ
平成 30 年 9 月 27 日	第 1 回 定款・諸規程改定 WG
平成 30 年 10 月 10 日	定款・諸規程改定 WG 打合せ
平成 30 年 10 月 26 日	第 1 回 定款・諸規程改定委員会